福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付について

STEP1 補助金交付の条件を満たしているか調べましょう

家賃補助を受けられるのは、次に挙げる条件を満たす、避難の継続が必要な世帯です。

世帯の要件について…山形県内または福島県内の民間賃貸住宅等で避難生活を続ける世帯のうち
収入要件を満たし、同時に次に挙げる条件を満たす世帯

山形県内＝収入に応じて家賃が変わる公営住宅以外の民間賃貸住宅等に入居する世帯

福島県内＝避難元以外の市町村で避難生活を継続する世帯
収入に応じて家賃が変わる公営住宅以外の民間賃貸住宅等に入居する世帯
妊婦、または平成 28 年 10 月 1 日現在で満 18 歳以下の子供がいる世帯

※福島県内で避難を継続する世帯については、収入要件の他に上の３つすべてを満たす必要があります。

収入要件について

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員分の年間所得の合計}-(38\text{ 万円}\times\text{同居者数})}{12\text{ ヶ月}} \leqq 214{,}000\text{ 円}$$ です。

※母子避難などの二重生活世帯は、世帯全体の所得を二分の一として計算します。

平成 29 年度所得証明書から、収入要件を満たしているかどうか確かめます。

・収入要件を満たしているかどうか確かめる際には、世帯全員分の所得証明書が必要になります（「世帯全員分」の範囲については STEP2 の☆以下をご覧ください）。
所得証明書は住民票のある市町村役場が発行します。

（一部市町村は住民基本カードやマイナンバーカードを利用してのコンビニでの発行を実施しています。該当するかどうかは役場へご確認ください）

STEP2 申請書類を提出しましょう

次に挙げる書類を**福島県民賃等補助金事務センター**に郵送してください

1．福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書（第３号様式）
2．民間賃貸住宅等の賃貸借契約書のコピー
3．最後に住んでいた借り上げ住宅の「入居許可通知書」
4．世帯全員分の住民票謄本（原本）
5．市区町村長が発行する平成 29 年度所得証明書（平成 28 年分）を
H28.10.1 現在で 19 歳以上の世帯全員分（原本）
6．補助金の振込口座の通帳コピー（口座番号、口座名義、本支店名が確認出来る部分）

☆上記４と５の「世帯全員分」とは住民票に記載されている人全員分、ということです。
家計を一にしているかどうかではなく、住民票の記載に従ってください。

※上記の３（入居許可通知書）を紛失した場合はその旨を福島県民賃等補助金事務センターへ連絡してください（記録を照会するため申請受付にかかる時間が長くなります）。
※以下に該当する世帯は、その適用を受ける場合に必要な書類を上の１～６に加えて提出する必要があります。
・上記 3~5 の書類から二重生活の実態が分からない二重生活世帯など

STEP3　補助金を請求しましょう

1.家賃補助は原則として 3 か月分ずつまとめて振り込まれますので、**一旦家賃等の全額を支払う必要があります。また、領収書を添付の上、毎回申請書を提出しないと補助金は支払われません。**

※家賃等が口座引き落としの場合は、口座番号、名義人の名前（カナ部分）、本支店名が分かるようにコピーを取って添付してください（3 か月ごとの請求のたびにこの部分のコピーが必要となります）。

（一度手続きをすれば**自動的に支払われる仕組みではありません**ので注意！）

・平成 29 年 1 月分から起算して 3 ヶ月分ごと（１～３月分、4～6 月分、７～9 月分、10～12 月分）の家賃等の領収書コピーをまとめて添付し、補助金交付請求書（第８号様式）を**民賃等補助金センター**へ

・補助金の申請は 3 ヶ月の最終月の家賃の支払いから 15 日以内に行う。

「家賃等」とは･･･住宅の賃貸借契約書に記載されている、次の3つを指します。
イ）家賃
ロ）共益費（管理費）
ハ）駐車場代
賃貸借契約書に記載されていないもの（住宅とは別に契約した駐車場代など）は含まれませんので注意が必要です。

2.家賃補助と別に、賃貸借初期費用補助金（一律 10 万円）が受け取れます。

こちらは家賃補助交付決定通知書を受け取ってから 2 週間前後で振り込まれます。

☆家賃補助開始後は

一旦家賃を支払う→**3 か月ごとに交付請求書と家賃を支払った際の領収書を郵送する**

→**口座に補助金が振り込まれる**　を繰り返すことになります。

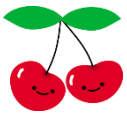

☆何らかの事情により条件に変更が生じ、補助金の交付を途中で変更または終了する場合、民賃等補助金事務センターに書類を提出する必要があります。

変更や終了の際提出する書類の書き方については別資料をごらんください。

（提出書類＝「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業変更承認申請書」）＝（第６号様式）「要綱」に添付

STEP4　実績報告書を提出しましょう

こちらも忘れずに提出してください。
・家賃補助に途中で変更があった時→変更届
・変更の有無に関わらず家賃補助終了時→実績報告書

家賃補助金交付終了時（自己都合による転居等に伴い平成 31 年 3 月 31 日より前に交付が終了した場合を含みます）は、実績報告書（第１０号様式）を**福島県民賃等補助金事務センター**に提出する必要があります。平成 31 年 3 月末以前で終了した場合は、交付金終了について承認を得た日から 30 日以内に報告書を提出してください。提出期限は「終了決定通知書」の日付から 30 日経った日、または平成 31 年 3 月 31 日のいずれか早い方になります。

（提出書類＝「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業実績報告書」＝（第１０号様式）「要綱」に添付

※手続きに必要な書類（＝様式）を紛失した場合は↓の民賃センターへご連絡ください。

☆お問合せ･書類の郵送先はこちら

福島県民賃等補助金事務センター
〒960-8043　福島市中町１－１９　中町ビル６階
TEL（通話料無料。受付時間平日９時～17 時　土日祝･年末年始休み）
0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

資料作成
NPO法人山形の公益活動を応援する会･アミル内
相談支援室
「ここふく@やまがた」
TEL 023-674-0606
E-mail
soudan@amill.org